平成２５年（フ）第３７号
川崎市川崎区伊勢町26番９―501号　アーマンヒルズ、前住所川崎市川崎区中瀬３丁目20番15―702号　ザクス
債務者　小泉　　修
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破 産 廃 止

平成１６年（フ）第１５９号
最後の住所長野市大字高田476番地５
破産者　亡田中等相続財産
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要領　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
長野地方裁判所民事部

平成１６年（フ）第１６０号
長野市大字高田476番地５
破産者　田中佐代子
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要領　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
長野地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第１９２号
北海道苫小牧市音羽町１丁目12番１―101号
破産者　山田あや子
1　主文　当裁判所が平成24年12月４日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「山田あやこ」とあるのを「山田あや子」と更正する。
2　決定年月日　平成25年２月18日
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第６５２号
群馬県前橋市茂木町1189番地１
破産者　株式会社大屋組
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第７４３号
岡山県備前市大内665番地　プラザＳＫⅡ201号
破産者　吉房　修一
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９１７号
広島市中区住吉町３番４号
破産者　ダイオー株式会社
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９１８号
広島県東広島市八本松町原10620番地１
破産者　株式会社オーテック
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３６号
静岡県浜松市西区伊左地町2731番地の１
破産者　株式会社タカネットワーク
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
山口県下関市稗田北町10番27号
破産者　株式会社大樹
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２５４号
宮崎県宮崎市大塚町柳ケ迫3804番地　レピュート原田Ⅱ201号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市中山町2457―１　メゾンドールＹ303号室
破産者　中野　有藏
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７２号
青森県むつ市大字田名部字立山６番地２、開始決定時の住所青森市堤町１丁目３番９号新谷方
破産者　池沢　博志
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
静岡県駿東郡長泉町下長窪1164番地の１　ハイネスサカシタＡ101号、前住所鳥取県米子市大崎1927番地
破産者　立川　　遵
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第９３０号
名古屋市中区千代田１丁目15番22号、住民票上の住所名古屋市中区新栄１丁目40番24号
破産者　斉藤商店こと　斉藤　勝義
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４８３号
神戸市中央区加納町３丁目２番３―1204号、従前の住所神戸市長田区北町１丁目40番地の１　エクセルコート神戸長田503号
破産者　髙山雅樹こと　髙　　雅樹
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３７号
青森県八戸市大字新井田字外久保５番地５、前住所青森県八戸市新井田西１丁目13番１号メゾン・ド・ふみＣ棟
破産者　下川みゆき
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
秋田市新藤田字治郎沢28番地80
破産者　斎藤　直臣
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部